

# 米子市文化財保護審議会

(平成24年度 第2回)

日 時 平成25年3月19日(火) 14:00

場 所 米子市役所(3F) 第二応接

## < 日 程 >

1 開会

2 挨拶

3 議 事

(1) (諮問事項) 米子市史跡の指定について (石州府1号憤)

(2) (協議事項) 答申内容について

(3) (報告事項) 平成24年度文化財保護事業実施状況

(4) (協議事項) 平成25年度文化財保護事業計画について

4 閉 会

せきしよ  
石州府 1 号墳について

米子市教育委員会文化課

- 1 指定候補種別 史 跡
- 2 分 類 古 墳
- 3 名 称 石州府 1 号墳
- 4 員 数 1 基
- 5 所在地 米子市石州府 6 6 0 番地、7 6 9 - 1 番地
- 6 指定地域 (地番・地目・面積等)
- |                       |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| 米子市石州府字大塚ノ二 6 6 0     | ・雑種地・うち 4 0 2 5 m <sup>2</sup>  |
| 米子市石州府字大塚ノ二 7 6 9 - 1 | ・雑種地・うち 1 0 6 3 m <sup>2</sup>  |
|                       | <u>合計 5 0 8 8 m<sup>2</sup></u> |

7 所有者

氏 名 米子市  
住 所 米子市加茂町 1 - 1

8 構造・形式・内容

大形の円墳で埋葬施設は、ほぼ南に開口する巨大な横穴式石室である。玄武岩の大きな板石を腰石に、上部に 2、3 段の小口石を積み上げた構造で、奥壁は 1 枚石である。玄室は両袖式で、一枚の板石で閉塞され、内部に T 字状に石障せきしょうを設けている。

内部は古くに盗掘されていると考えられるが、測量時に須恵器坏蓋、坏身、台付壺、鉄製馬具 ( 鐙あぶみ・轡くつわ )、金銅製頭椎太刀かぶつちのたち、鉄鏃てつぞくが発見されている。

※別添 墳丘図、石室図、遺物図、写真

9 規模

- ・円墳 直径 40m 高さ 6m
- ・埋葬施設 横穴式石室 全長 8.2m

げんしつ  
玄室奥行 4.5m、奥幅 2.5m、高さ 3.5m(推定)

## 10 時代年代

古墳時代後期後半（6世紀後半）

## 11 沿革

石州府1号墳は、古くから知られている西伯耆最大級の円墳で、巨大な横穴式石室をもつ古墳として知られていた。本古墳は石州府古墳群のなかでも最大規模の古墳で古墳時代後期の日野川右岸流域地域の首長墓である。

昭和61年(1986年)から、(株)米子富士通(現在のシャープ米子株式会社)の工場用地造成のため、この石州府古墳群の所在する丘陵一帯の発掘調査が実施され、調査後大半の古墳が記録保存として消滅したが、石州府1号墳は現状保存された。古墳のある区域は工場敷地の南西角で、通称古墳公園として工場敷地法面を修景し、石州府1号墳、工場排水調整池と移設された2基の石室を含め整備された。

## 12 資料・備考

石州府古墳群発掘調査報告書 米子市教育委員会 1989  
 新修米子市史第7巻資料編考古原始古代中世 米子市1999

## 13 指定候補の理由

石州府1号墳は旧米子市内で最大規模の円墳で、石室も巨大である。石州府古墳群の盟主墳で古墳時代後期の日野川右岸域の首長墓であり、米子市の古墳時代を物語るに欠くことのできない古墳である。

※(円墳としては、新米子市内では2番目の規模、最大規模は淀江町福岡の晩田山17号墳で径50m)

### 石州府1号墳 市指定に伴う指定文化財資料

今回の指定に伴い 市指定文化財は 26件目 となる。

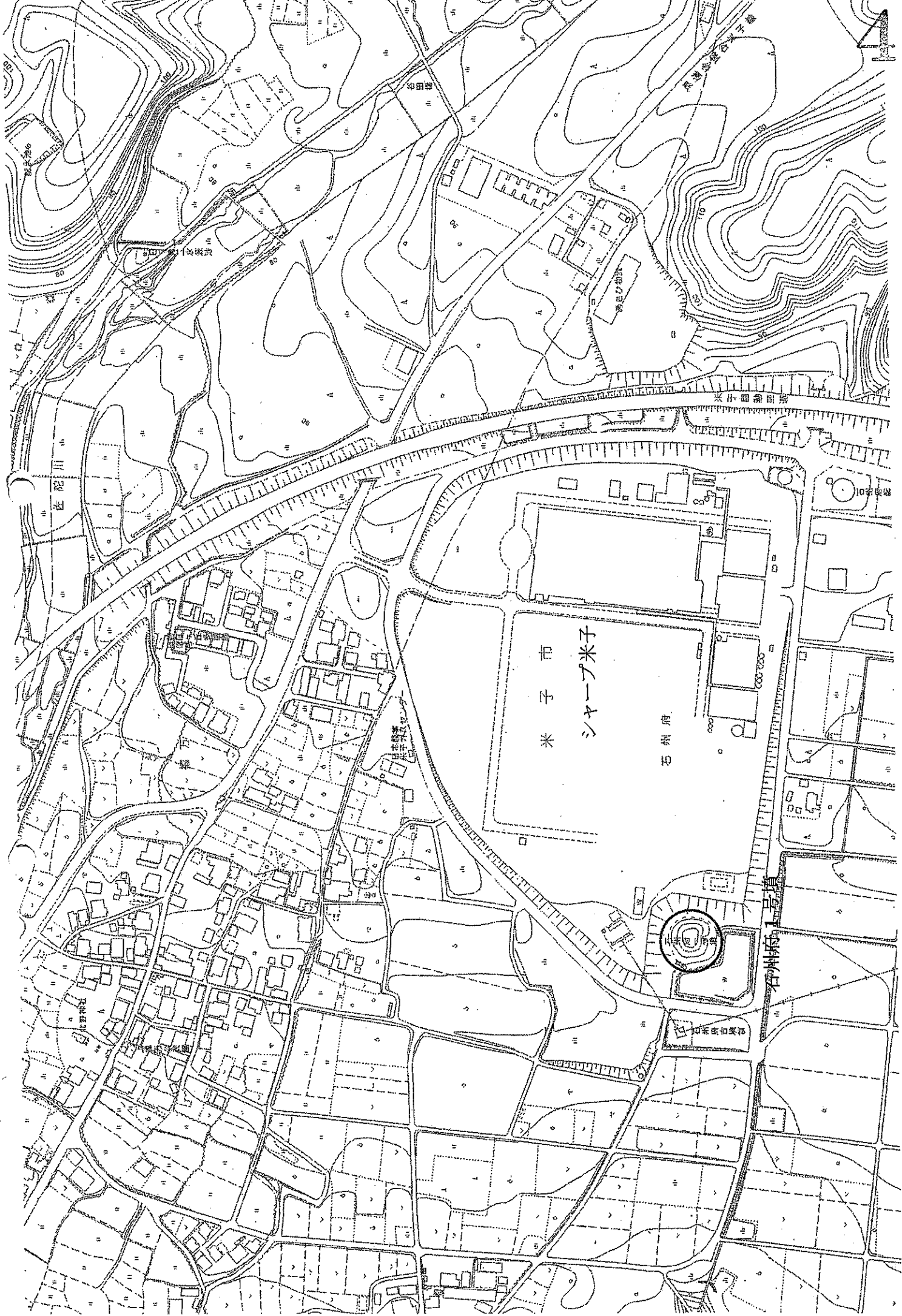
(うち 史跡は7件目 そのうち古墳は2件目 となる)

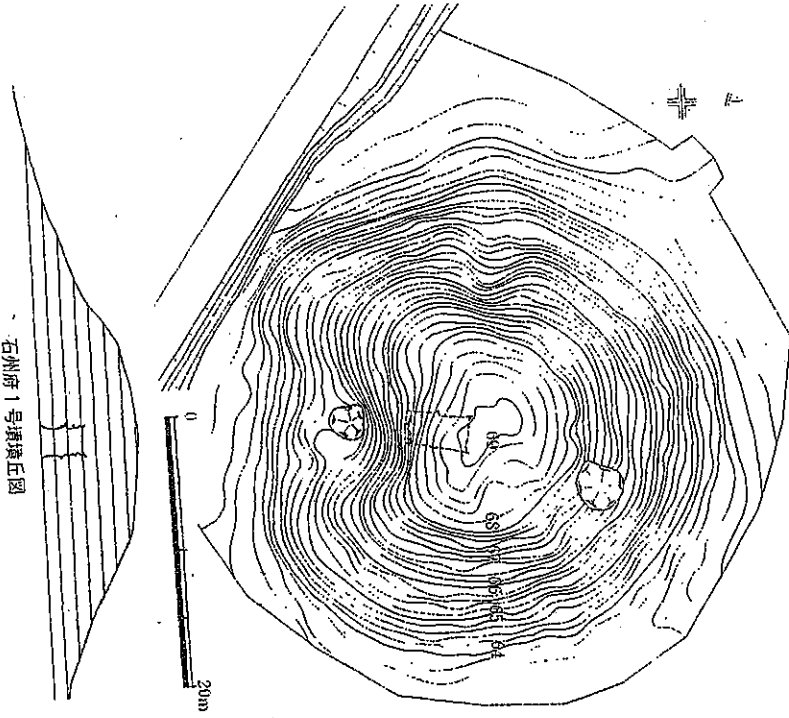
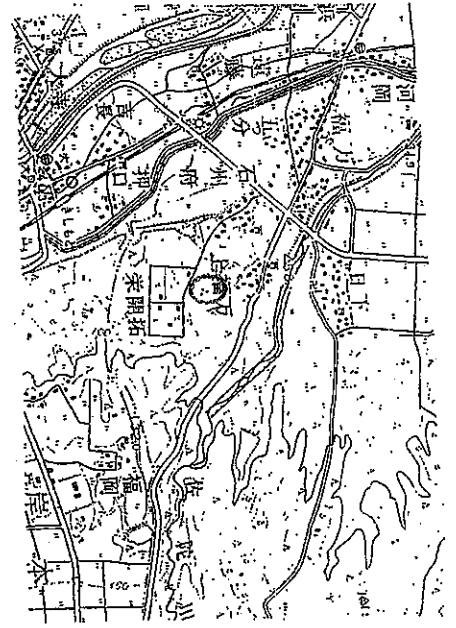
※ 国指定文化財	11件
※ 県指定文化財	13件
※ 国登録有形文化財	11件
※ 国選択文化財	2件
※ 県選択無形民俗文化財	1件

美保灣

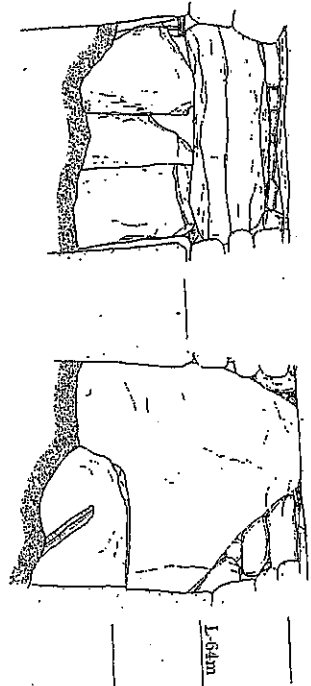
石州府 1 号墳



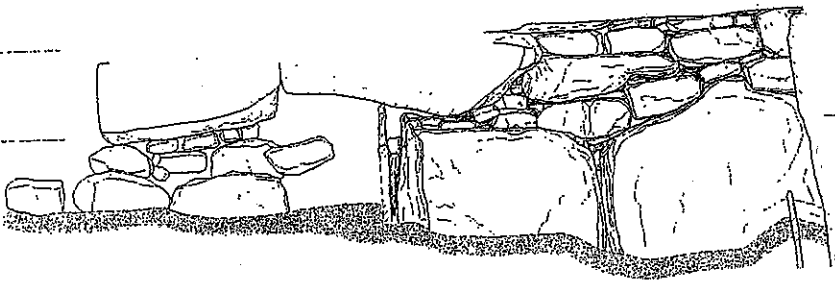




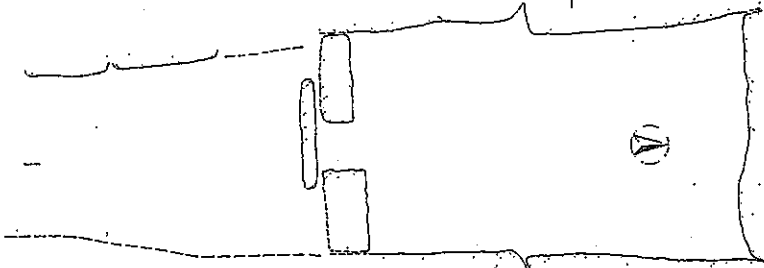
石州府1号城遗址图



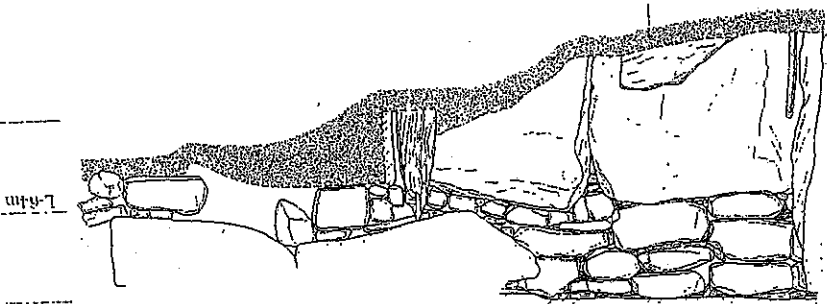
1.64m



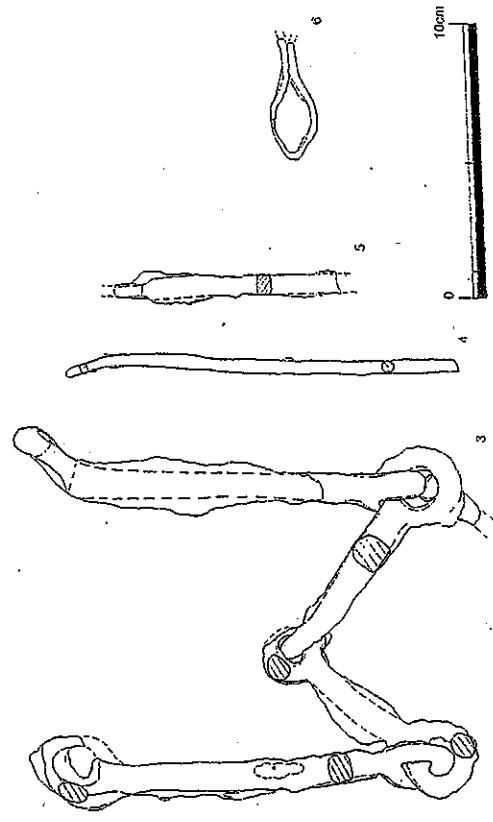
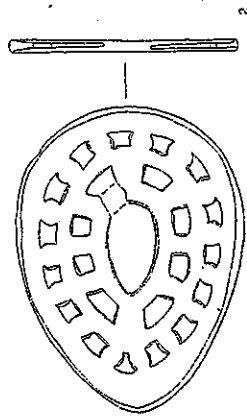
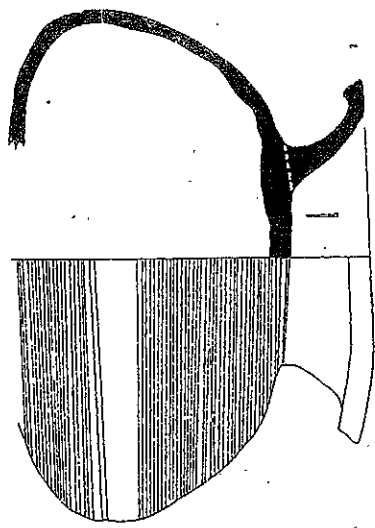
石州府1号城石室图



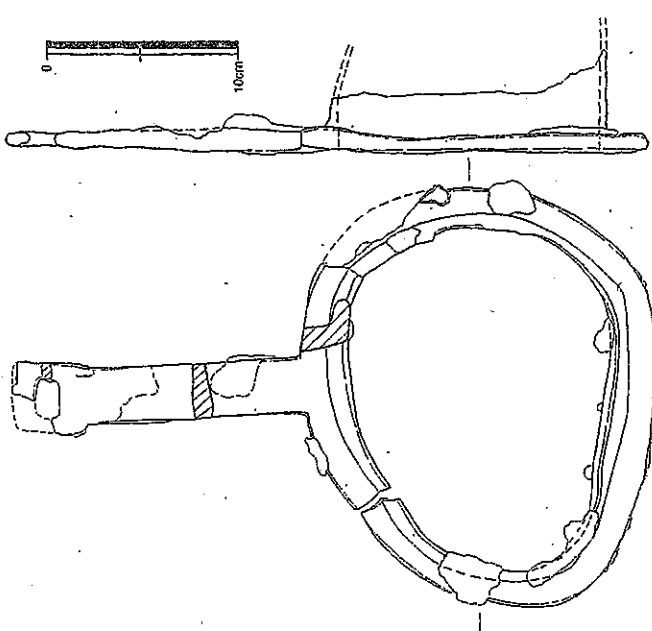
2m



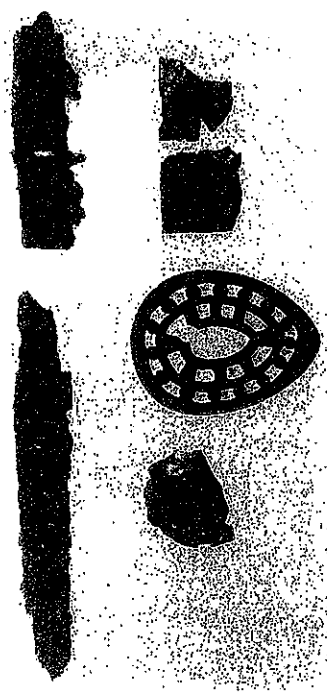
1.64m



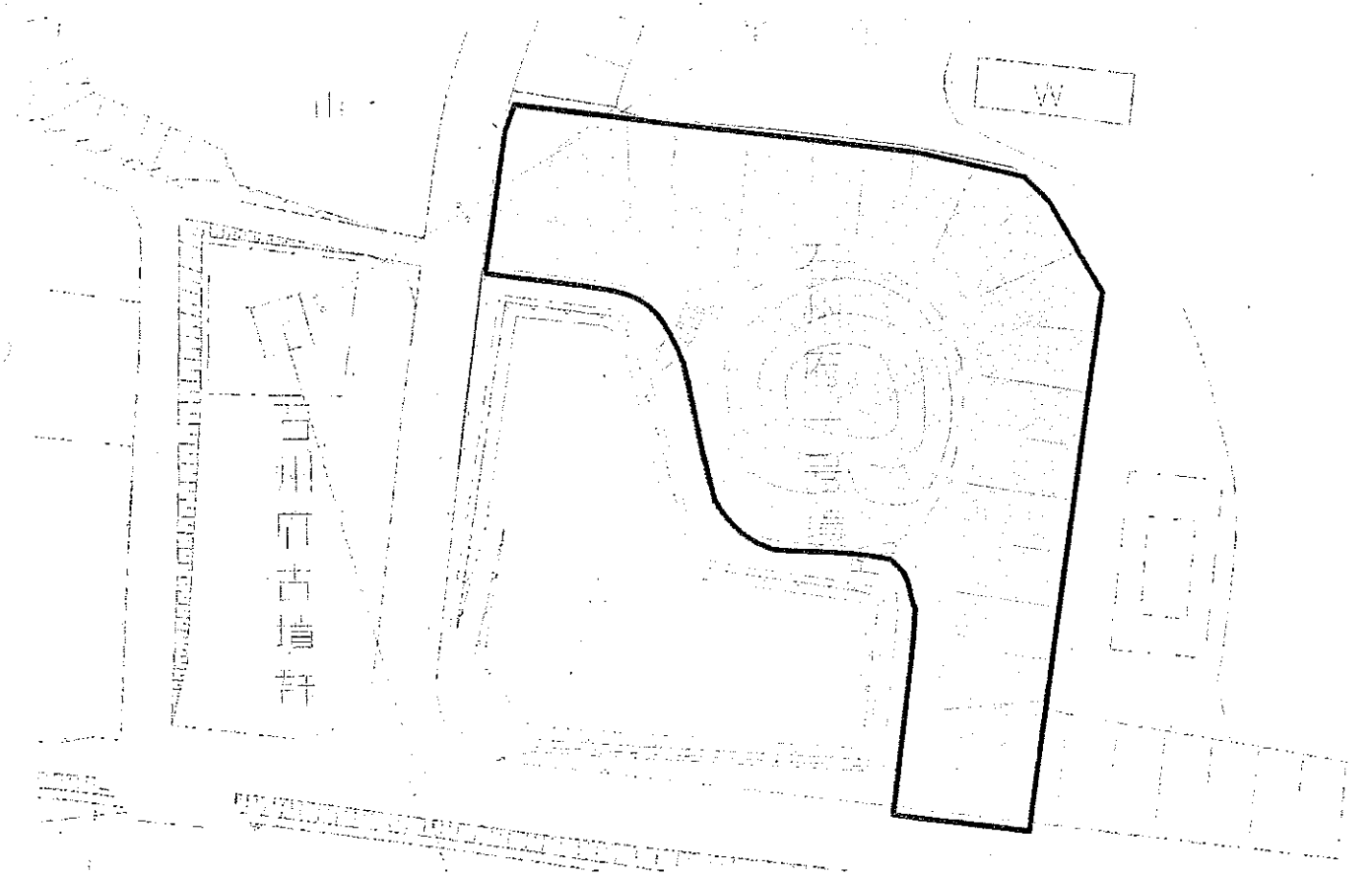
1号坑出土器物图(1)



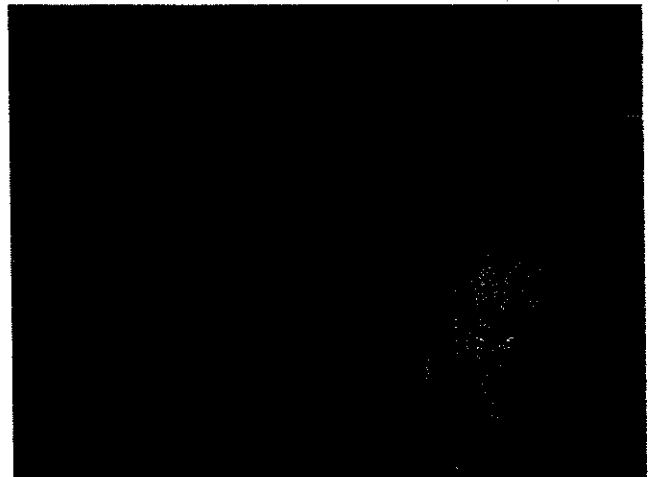
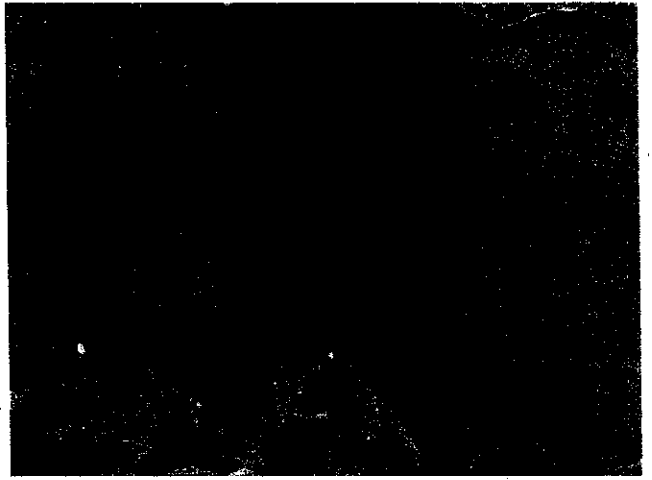
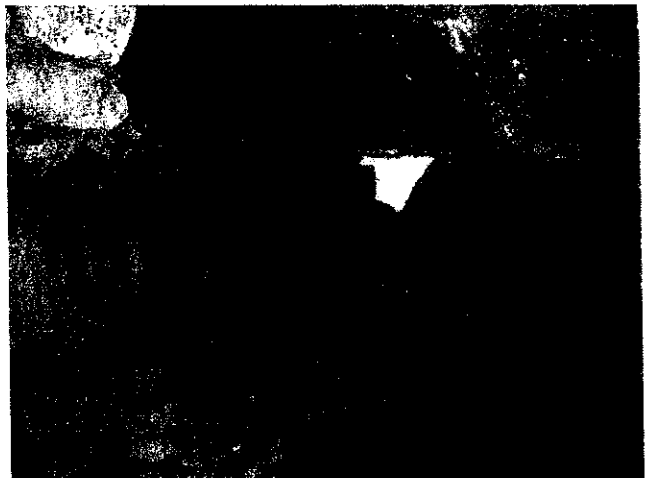
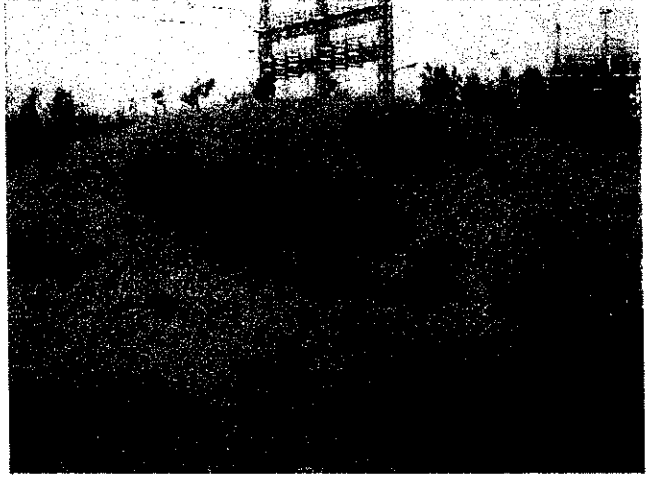
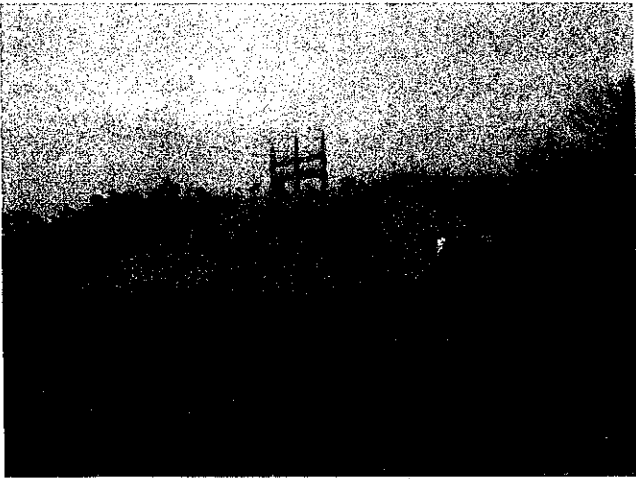
1 (8)



1号坑出土器物图(2)







## 弥山禅定浄水器

(法量)

16×22×40 (cm) 木製漆塗り。

上下面の四隅を鉄片で強化してある。

朱泥で書かれた銘

(表面) 貞享二乙丑年 弥山禅定浄水器 六月十五日

※貞享二(1685)

(裏面) 三之内 西樂院

「弥山禅定」は、大山寺の僧(行者)が旧暦の5月1日から常行堂に入り、法華経を写し、6月14日夕刻に山頂に登り、写した法華経を経筒に入れて山頂近くの梵字ヶ池に沈め、霊水(池の水)や薬草(ダイセンキャラボクやヒトツバヨモギなど)を持ち帰るという江戸時代に大山寺でおこなわれていた行事。展示資料は、「弥山禅定」で使われていた浄水器(阿伽桶)。

明治8(1875)年の神仏分離により、「弥山禅定」から法華経の写経部分を取り去り、大神山神社奥宮の行事として、名称も「もひとり神事」として現在も引き継がれている。

※「大山寺名宝展」浄水器のキャプションから



## 「弥山禪定」と「もひとり神事」

福代 宏\*

“Misen-Zenjō” and “Mohitori Sinto rite”

by

Hiroshi Fukushiro

はじめに

当館では、平成10年度に特別展「天狗と山伏—修験道の世界—」を開催し、日本人の山岳信仰—修験道の宗教世界を展示紹介した。そのうち鳥取県の修験霊場である大山・三徳山に関しては、有形文化財に加えて祭礼・年中行事を写真パネルや映像資料を用いて紹介した。その中でも、大山で行われている「もひとり神事」は、古来の山岳信仰の形を受け継いでいる興味深い行事である。

大山は中国地方の最高峰 (1,711m) であり、『大山寺縁起』によれば養老2年 (718)、<sup>みづみづ</sup>金蓮上人によって開山されたとされる。同縁起には、役行者の来山伝説も記され、平安・鎌倉時代には修験道場 (靈山) としての性格が強まった。江戸時代には、大山寺は、寺領3,000石、山中に42の坊社を数える大寺院となり、坊社は西明院、南光院、中門院の三院谷に分かれ、別に比叡山から派遣された大山座主が西楽院 (現在の大神山神社社務所) で一山を統治し、天台宗別格本山として、独自の儀礼や信仰を持っていた。

しかし、明治維新による神仏分離、廃仏棄釈によって大山寺の寺号は廃され、本堂 (智明権現社) は大神山神社奥宮となった。これによって、大きな変貌を余儀なくされた大山の祭事の代表的な事例が、「もひとり神事」である。「もひとり神事」は、かつて「弥山禪定」と呼ばれていた行事を神道化したものと考えられ、大山山頂の靈水と薬草を採取する行事である。大山寺は、明治38年 (1905) に寺号の復活が許されたが、「もひとり神事」は、現在も大神山神社奥宮の行事として、神官によって執行されている。

大山寺は、明治維新後の廃仏毀釈の時期に多くの寺宝や古記録を流出したといわれ、また昭和3年 (1928) の火災によって『大山寺縁起』をはじめとする文化財も失われた。そのため、かつての行事の姿を知ることは困難であるが、本稿では、江戸時代に行われていた「弥山禪定」と、現行の「もひとり神事」の内容を比較し、その継承と変容について検討したい。(注1)

## 1 江戸時代の弥山禪定

「弥山禪定」に関する最も詳細な史料は、大山寺僧であった<sup>とうぜん (とうぜん)</sup> 塔然 [寛政8年 (1796) —文久1

\* 鳥取県立博物館学芸員

年(1861)]の著した『大山雜記』である。(注2)すでに沼田頼輔『大山雜考』以来、よく知られた史料であるが、その全文が紹介されたことはないため、やや長文であるが、「弥山禪定」に関する部分の全文を引用する。[下行( )内の書き下し文は筆者による]

弥峯新登行者兩人。毎歲以五月朔入堂。書法華各一部。

(弥峯へ新たに登る行者は兩人。毎年5月朔をもって堂に入り、法華經各一部を書写す。)

至六月十四日之夕。与先導者三人同攀弥峯。納經于銅壺。

(6月14日の夕べに至りて、先導者3人とともに弥峯に同攀し、經を銅壺に納め。)

以十五日之朝下。是我山之清規也。呼曰弥山禪定。

(15日の朝をもって下る。これわが山の清規なり。呼んで弥山禪定といふ。)

其不日納經而曰之禪定者蓋有以稽之傳記。

(その納經といわずして、これ禪定というは、けだしゆえあり。これを伝記に稽するに。)

往古修修驗行者回峯七日而返。其修行入馬頭之秘洞。

(往古修驗の行を修むる者、峯を回り、7日にして歸る。その修行するや、馬頭の秘洞に入り。)

立三鉢之法岩。禪修觀鍊。往々有成悉地者焉。

(三鉢の法岩に立ち、禪修觀鍊す。往々にして悉地をなす者ありや。)

世降雖無其人亦之其餘風也。

(世を降り、その人なしといえども、またこれその余風なり。)

其書法華曾不用毛錐膠墨。

(それ法華を書写するにかつて毛錐膠墨を用いず。)

以稻草心作筆以赭土為墨。

(稻草心をもって筆を作り、赤土をもって墨となす。)

而取其土秘處楞巖谷底。山徒之外無復知之也。

(しかして、その土の秘處、楞巖谷底から取り、山徒の外にまたこれを知る(者)なし。)

而不知其創於何代。

(しかして、何れの代にその創るか知らず。)

十五日即為法華千部會當中日。些會則創于貞觀二年勅願。

(十五日すなはち法華千部会の当中日たり、この会則は貞觀二年勅願に創る。)

綿々業向千年。攀峯清規蓋亦濫觸於斯也歟。

(綿々たる業千年に向かう。攀峯の清規、けだしまたかの濫觸なりや。)

且夫禪定淨侶五人下嶽至本祠之路。有信士女橫臥于路。人々成席。

(かつそれ禪定淨侶五人は嶽を下り、本祠に至るの路。信士女あり。路に横臥し、人々席をなす。)

恰若舟浮梁。皆懇請踏。咒其各有瘡疾之所。

(あたかも舟の浮橋がごとし。みなおのおのが痼疾(=持病)あるところを踏(む)呪(い)を懇請す。)

乃無<sub>レ</sub>頭面<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>背腹<sub>レ</sub>腕脾<sub>レ</sub>取次踏<sub>レ</sub>過之<sub>レ</sub>。莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>効驗<sub>レ</sub>云。

(すなはち頭面となく背腹、腕脾となく取次てこれを踏み過ぐ。効驗あらざるなしという。)

又採<sub>レ</sub>絶巔草木<sub>レ</sub>来以擲<sub>レ</sub>与於人海<sub>レ</sub>。其競<sub>レ</sub>獲<sub>レ</sub>之。而相蹂躪<sub>レ</sub>乱噪。

(また絶巔(=山頂)の草木を採り来て、人海に擲与す。これを取り競う。あい蹂躪し乱噪す。)

一時為<sub>レ</sub>之動<sub>レ</sub>地天<sub>レ</sub>矣。其草有<sub>レ</sub>香芥<sub>レ</sub>芳蘭<sub>レ</sub>異麥<sub>レ</sub>。其木有<sub>レ</sub>靈梅<sub>レ</sub>。

(一時これをなさば地天動ず。その草に香芥芳蘭異麥あり。その木に靈梅あり。)

皆非<sub>レ</sub>人間物<sub>レ</sub>。獲<sub>レ</sub>之与<sub>レ</sub>之病者<sub>レ</sub>皆愈。最禪<sub>レ</sub>瘧疾<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>掃云。

(みな人間の物にあらず。これを獲り病者に与えば、最も瘧疾を散う。掃くがごとしという。)

又取<sub>レ</sub>銅壺下底<sub>レ</sub>經之<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>土者<sub>レ</sub>而還。山徒常以為<sub>レ</sub>除疾符<sub>レ</sub>也。

(また銅壺下底で経の土となるを取りて還る。山徒は常に、もって除疾の符となす。)

夫神州大嶽以<sub>レ</sub>富士<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>其最大<sub>レ</sub>。而至<sub>レ</sub>吾嶽<sub>レ</sub>則居<sub>レ</sub>其第四<sub>レ</sub>。

(それ神州の大嶽は富士をもつてその最大となしてわが嶽に至りては、すなはちその第四に居す。)

隨可<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>其第一<sub>レ</sub>二三嶽之靈<sub>レ</sub>高神<sub>レ</sub>秀於吾<sub>レ</sub>也。

(したがって、その第一二三嶽の、吾より靈高にて神秀なるを知るべし。)

而咸許<sub>レ</sub>攀<sub>レ</sub>絶巔<sub>レ</sub>。雖<sub>レ</sub>凡俗<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>禁也。

(しかして、みな絶巔に攀づるを許す。凡俗といえども禁ぜざるなり。)

唯如<sub>レ</sub>吾嶽<sub>レ</sub>會不<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>之。但許<sub>レ</sub>禪定淨侶<sub>レ</sub>之歲一攀<sub>レ</sub>耳。

(ただ吾が嶽のごとき会はこれを許さず。ただ禪定淨侶の年一攀を許すのみ。)

世有<sub>レ</sub>倨慢狡黠者<sub>レ</sub>。猜<sub>レ</sub>其不<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>之自以為<sub>レ</sub>歪<sub>レ</sub>欺<sub>レ</sub>凡庸<sub>レ</sub>。

(世に倨慢狡黠なる者あり。それこの許さざるをそねみ、みずからもつて凡庸を歪欺なす。)

而有<sub>レ</sub>私姦登者<sub>レ</sub>。其或未<sub>レ</sub>到<sub>レ</sub>半嶽<sub>レ</sub>而斃。

(しかして私姦し登る者あり。それあるいはいまだ半嶽に到らずしてたおる。)

或下而后失<sub>レ</sub>明。或發<sub>レ</sub>風狂<sub>レ</sub>。或感<sub>レ</sub>惡疾<sub>レ</sub>。

(あるいは下りて後、明を失う。あるいは風狂を發す。あるいは惡疾を感ず。)

其如<sub>レ</sub>是誤<sub>レ</sub>身自<sub>レ</sub>古其證<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>多矣。

(そのかくのごとく身を誤り、古よりその証し多からずなさざる。)

以<sub>レ</sub>予所<sub>レ</sub>聞知<sub>レ</sub>其為<sub>レ</sub>之者多是達磨門之慢僧。六十六部之獮徒。衒法之道士。

(予の聞き知るところでは、こをなす者は、多く達磨門の慢僧、六十六部の獮徒、衒法の道士。)

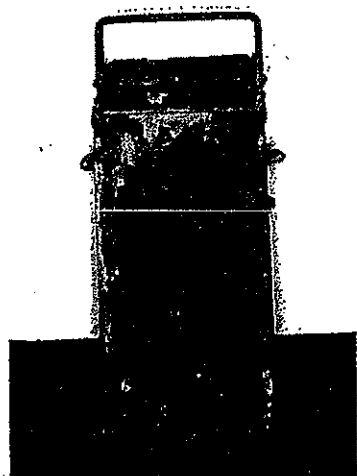
賈怪之廡祝也。咸為<sub>レ</sub>嶽靈<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>中也。

(売怪の廡祝(=廟社で香火を司る宗教者)なり。みな嶽靈のなすにあたる所なり。)

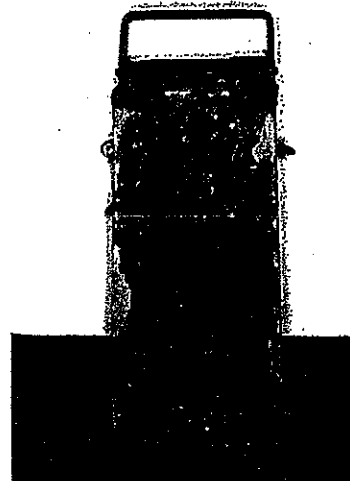
豈可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>禁乎。

(あに禁ぜざるべけんや。)

『大山雜記』によれば、「彌山禪定」は法華經書写の行を積んで潔斎した行者2名が、6月14日の夕べに先導者3名と共に弥山（大山山頂）に登り、經典を銅壺に納め、翌15日朝下山する行事である。この行事を「禪定」（注3）と称するのは、かつては修験行者が7日間の山林科擧を行う修行であったことに由来するというが、嗒然の時代、すなわち幕末には、そのような修行を實際に行う者はなくなっている。回峰行が写經と納經という姿へ変化した理由は示されていないが、写經の際には毛筆や膠墨、すなわち獣から得られる物を一切避け、筆は「稻草心」墨は「赭土」を用いる。これは獣の不浄性を忌避する仏教的な理由によると考えられるが、赤土を「楞嚴」（注4）から取ることに、修験の行としての性格が見られる。5名の下山時には、信者が集まり、「踏呪」を懇請する。これと同様の姿は、大峰山参りの行者を描いた「役行者御傳記図繪」（注5）に見られる。この絵に付けられた説明には、「夏惱の呪を頼ますると子をいだせば、御山を踏しこのわらんず、他行の足とはかくべつなり、戴かさんと先達は此方の女子も、向ひの男子もまだ幼きは乳母ともにまたいでこそは通りける。是ぞ行者の功德なるべし」とあり、「御山を踏みしこのわらんじ」に特別な意味を認めている。「彌山禪定」での「踏呪」も靈峰大山を踏破したことによる靈性を持つと考えられる。また、5名が持ち帰る草木や土と化した經典は、靈験を持つ物として信者に与えられる。ここでは山頂から持ち帰る「浄水」についての記述はないが、『大山西樂院年中行事』（注6）「山上より齋せる水、井、草」とあり、現在の「もひとり神事」の中心となっている水を汲む行為もなされていたことは確実である。また、米子市立山陰歴史館には彌山禪定に用いられた浄水器（注7）が所蔵されており、そのことを裏付ける。



表面



裏面

なお、浄水器については、沼田頼輔『大山雜考』の「彌山禪定」の項に、「登山の際齋らしたる

別圖の如き阿伽桶（この桶今洞明院に所藏す）に池中の水を滿て、とある。洞明院が所藏するとされた阿伽桶は、昭和3年の火災のためか、現在所在が確認できず、また刊行された『大山雜考』には、阿伽桶の図版は掲載されていない。したがって、現在確認できるものはこの1点のみである。しかし銘文から、同様の浄水器（阿伽桶）は3点存在するはずであり、これは「弥山禪定」の先導者の人数と同じである。先導者がそれぞれ浄水器を持って登山していたことが推測できる。

以上のように、江戸時代における「弥山禪定」は、修験道的色彩を強く残した行事であった。

## 2 現行の「もひとり神事」

霊峰大山は、明治維新による神仏分離・廃仏毀釈を迎え、禁足が緩んでいく。明治時代には、植物研究や測量に限られた登山であったが（注8）、大正時代になると、レクリエーションとしての夏山登山ブームを迎える。正面登山道（現在は登山禁止の溝口町榎水から登るコース）に次いで夏山登山道が整備され、大山は登山者に開放されるのである。おそらく明治期に「弥山禪定」は大神山神社が執り行う「もひとり神事」に神事化したと推測できるが、詳細な時期は不明である。そしてさらに大正期には夏山開きの性格を有するようになったと考えるのが妥当であろう。

写真は大山の「山開きと登山者」を撮影したもの（『改訂版日本地理風俗大系中国・四國・瀬戸内海』1935 掲載）で、「夏の山開きになれば諸國より雲集する登山者で山頂は時ならぬ賑ひを呈する。圖は頂上室堂附近における登山者の群れ。」と説明がつく。おそらく大正年間か昭和初期の「もひとり神事」の風景であり、白衣に蓑笠をつけた百数十人の登山者の姿が確認できる。



現在も大神山神社では、「大山古式祭もひとり神事」と称して、毎年7月14日の夕方から翌15日の朝にかけて、執行されている。この神事には、大神山神社本社（米子市尾高）宮司をはじめ米子市・会見町・大山町といった近隣市町村の神官数名と、毎年神事に参加する先達2名（注9）、大山の牛馬守護や病氣平癒の御加護を受けようとする一般信者が参列する。筆者は、実際に平成9年7月14日のもひとり神事に参加したので、以下に行事の次第を記す。掲載した写真も同日に撮影したものである。

なお「もひとり」の「もひ（埵）」とは、水などを入れる食器のことで、転じて飲料水を表し、「もひとり（主水・水取）」全体で飲料水を掌ることを表す。

### 14日（前夜祭）

午後7時、大神山神社奥宮で、参列者全体の結団式を兼ねたお祓いが、前夜祭と称して執り行われる。（写真1）当日、集まった一般信者は、鳥取県東伯町民、米子市民、岡山県新見市民、哲多町民、哲西町民の約20名であった。このうち、岡山県からは牛を飼っている農家が、毎年「もひ



とり神事」に団体で参拝している。さらにこの年は、地元大山寺在住（旅館業者）の女性会が新たに参加した。

前夜祭の祭典が終了すると、一般信者は持参した折詰を広げ、神官も交えて懇親の宴が開かれる。その後、神官は控室で休み、一般信者は神社から毛布を借り、仮眠を取って夜中から始まる神事に備える。

15日（もひとり神事当日）

午前1時全員起床。午前1時半過ぎ、参列者は再び神前で神官によるお祓いを受ける。神官の中から正使（山頂での神事を主に執行する者）・副使（正使を補佐する者）が1名づつ選ばれ（注10）、先達1名、一般信者から選ばれた屈強な者「強力」（霊水の桶、葉草の採取道具、食糧などの運搬役）数名と共に、白衣に鉢巻、脚絆、白装束に身を包んで神前に並ぶ。続けて登山直前には本殿左手の境内で、留守役の神官によって、熱湯を笹の葉でかけられる湯立て式の「派遣祭」（写真2）を受ける。「派遣祭」が終了した午前2時半過ぎ、一行は暗い闇の中を山頂へ向けて出発する。一方、登山に参加しない留守役の神官・先達1名・一般信者は拝殿でお籠もりを続ける。

登山路は、大神山神社右手奥から登り始める。正使・先達・強力・一般信者・副使という順で隊列を組み、元谷小屋下方の大堰堤を渡り、北尾根コースを取って六合目避難小屋下方で夏山登山道に合流する。平成9年の登山は、霧のような雨の降る、あいにくの天候であったが（写真3）、天候の良い年は、御来光を拝んで登るといふ。

午前4時過ぎに山頂下の「石室」と呼ばれる祭場に到着。（写真4）石室とは、大正10年（1921）に建てられた人工の避難用の洞穴であり、現在、山上宮として神事の場所となっている。ここで肩衣に烏帽



写真1



写真2



写真3



写真4



写真5

子を付け、草鞋に履き替えた正使・副使は、石室の中で、神饌を捧げて神祭を執り行い、続けて登山者全員が玉串を奉奠する。

その後、「もひとり」が行われる。

まず、石室前の草原中にある「梵字ヶ池（地藏ヶ池）」という小さな池の前で、正使が鈴を振りながら祝詞を奏上する。（写真5）

次に、正使は、強力が神社から運んできた水桶に入っていたお神酒を池に注ぎ、空いた水桶に梵字ヶ池の霊水を汲む。（写真6）

一方で先達が中心となり、強力とともにヒトツバヨモギ（注11）を鎌で刈り取る。（写真7）

霊水とヒトツバヨモギの採取が終わると、山頂での神事は終わりである。時刻は午前5時を回り、登山した全員が、石室の中で、強力の運んでおむすびを食し、一息ついた後、荷物をまとめて下山する。

下山途中、大神山神社奥宮に近づいた時点で、若い強力一人が先行し、あらかじめ迎えに出ていた留守役の先達に下山を伝える。この先達は、続いて神社で待つ神官と一般信者に報告し、一行が奥宮に到着するときに、出迎える。（写真8）

一行は奥宮正面で整列し、正使が宮司へ無事に神事が終了したことを報告し、霊水と薬草を引き渡す。

留守役の神官は、持ち帰られた霊水と薬草を神前に供え、神前で報告し、祭典が執り行われる。この報告の祭典終了後、霊水と薬草が参加した一般信者に分け与えられる。（写真9）



写真6



写真7



写真8



写真9

### 3 両行事の比較

「弥山禪定」は6月14日夕から6月15日朝にかけて（旧暦）の行事であり、「もひとり神事」では7月14日夕から7月15日朝にかけて執行されている。これは、単に月遅れであり、祭日を踏襲しているといえる。ただし、「弥山禪定」には写経が伴うので、その期間を含めれば、5月朔日（旧暦）から始まることになる。

「弥山禪定」は両人の当番と先導者3人の計5人によって行われたが、「もひとり神事」は正使・副使・先達と一般信者によって執行される。当番の僧侶2名が正使・副使と称される神官2人になり、先導者は「先達」と称されるようになり、僧侶が民間人へと変化し担うようになった。さらに、「もひとり神事」では、霊水と薬草をはじめとする荷を運ぶ強力という役が設けられ、一般信者が行事に参加している。

「弥山禪定」とで中心作法であった写経・納経は、「もひとり神事」で廃されたため、土となった経典を呪符とすることはなくなった。これに対し、禪定行者による「踏呪」は昭和50年代の野津龍氏の調査によれば、神官が履いた草鞋に関するまじないに変容していた。(注12)そして、今回の筆者の調査では、神社の発行する安産御守に草鞋を割いて入れるという形態で残っていた。ただし薬草と霊水の配布は、現在でも「もひとり神事」の中でも引き継がれている。

#### おわりに

本来の「弥山禪定」は大山山中における7日間の山林抖擻を指していた。江戸時代には、「楞嚴禪定」や写経・納経が中心となったが、庶民の現世利益に応えるため、禪定行者による「踏呪」や薬草・霊水の配布等の修験道的要素が見られる。

明治維新による神仏分離・廃仏毀釈を迎え、「弥山禪定」は本来副次的であった霊水と薬草の採取を主要な作法として「もひとり神事」に形を変えながらも存続した。さらに大山の禁足を取締まることを、世情の流れから無駄と判断し、夏山開きの神事に民間の参加を許したのではなかろうか。

昭和11年国立公園に指定された(昭和38年には「大山隠岐国立公園」と名称変更)大山は、数回国体の登山競技の会場ともなり、毎年多くの登山客が訪れる。現在大山では、毎年6月の第一土・日曜日、「もひとり神事」に先行して夏山開きの祭が行われている。これは、大神神社の神官と地元の観光・山岳関係者によって登山の安全を祈願して行われるもので、新しい行事であるが、夏山の観光シーズンの幕開けにふさわしく多くの人で賑わっている。一方で、毎年「もひとり神事」に参加する信者があるように、大山の霊力を求める修験道由来の信仰は続いているのである。

(注1)「弥山禪定」や「もひとり神事」に関する文献は、以下のものがある。

- 『大山雑考』1903 沼田頼輔 「松陽新報」へ連載(1961 復刻 稲葉書房)
- 『大山口碑伝説』1934 木山愛精(『日本の名山〇19大山』1998 博品社 所収)
- 『大山』1959 毎日新聞社
- 『大山史話』1966 下村章雄 稲葉書房
- 『大山・石鎚と西国修験道』1979 宮家準編集 名著出版
- 『生きている民俗探訪』1982 野津龍 第一法規
- 『山の宗教—修験道講義—』1991 五来重 角川選書
- 『大山—その自然と歴史—』1992 山陽新聞社

(注2) 米子市立図書館には『大山雑記』の写本が2冊所蔵されており、1冊は愛知県西尾市立図書館岩瀬文庫の明治36年田中景繁の写しであり、他方は佐々木一雄氏旧蔵本で、明治24年の足立正写本を大正2年に写したものである。2冊とも「弘化三(1846)年丙午夏五月 山陰角盤山大山寺 西溪円流院 塔然誌」とある。

(注3) 「禪定」とは、本来、悟りの境地に達して仏と一体化する仏道修行のことであるが、修験道においては「禪頂」とも表記され、盤山の頂上で修行することを意味する。

(注4) 「楞嚴」は、修禪・耳根円通などについて禪法の要義を説いた「首楞嚴經」由来の言葉。『大山雑考』には「猪土を取ることは、これを楞嚴禪定と稱し」と記述されている。

(注5) 嘉永3年(1850) 藤東海作、浦川公左衛門による役行者の絵物語。文・絵とも1976年の山伏保存会の復刻本を引用した。

(注6) 『大山西樂院年中行事』は、大山寺全体の年中行事の記録。『大山雑記』同様に愛知県西尾市立図書館岩瀬文庫の写本を米子市立図書館所蔵。『大山雑考』に抄訳あり。

(注7) 法量は160×220×400mm。木製漆塗り。ほぼ四角柱状の箱であるが、底部が口よりやや広く、側面は台形状を呈している。上下面の四隅を鉄片で強化してある。背負子に固定するためか、両側面に2カ所ずつ計4個の環状の鉄具が付いている。上面には注ぎ口らしき金鋼製の筒と可動式の取っ手がつく。朱泥で書かれた銘が、(表)「貞享二乙丑年 弥山禪定浄水器 六月十五日」、(裏)「三之内 西樂院」とある。

(注8) 『大山—その自然と歴史—』の「登山の足跡」には明治・大正時代の登山史が詳しく記載されている。

(注9) 修験道では、他の修行者を導くこと(人)、峰入りの時に、同行の修験者の先導となる熟達した山伏を指す。先導に関しては「泊村の蒲田、三朝町の村上両家の人にかざられているようだ。」「(『大山』)と記述されているが、近年は、泊村の伊藤氏、三朝町の村上氏の2人が務めている。山頂に登り薬草を採取する役の伊藤氏は、永年「もひとり神事」に携わったことから現在先導を務めるようになったという。

(注10) 実際には、若手の神官が4～5年毎に交代して務めている。

(注11) 「ダイセンヨモギ」とも呼ばれるキク科の多年草。本州中部以北と大山付近の山地に生える。高さ〇・六～一メートル。茎から長楕円形の葉が1枚ずつ生えている。

(注12) 野津龍氏による調査では「登山した神官のワラジの濃紐が安産のお守りになる。妊婦の腹帯の間に入れておくと、安産間違いなしといわれている。」のは「聖なる山伯耆大山の山頂を踏みしめたワラジであったからだ。」と「踏呪」の姿容を指摘され、さらに薬草と靈水に関しては「牛に食べさせ、乾燥させて人間の飲むせんじ薬にしたり、先述の靈水で処理して大山モグサを製する。」「飲めば万病に効き、振りかければ寿命長延になるといわれ、神社ではこれを礮の水にして護符を書いている。牛が下痢をしたときに、この靈水を盃一杯飲ませると、たちどころに治るともいう。」と報告されている。

(終わりにになりましたが、この調査に際して、大神山神社宮司の相見行佳氏、大山寺の藤谷実道氏、同じく大館宏雄氏に様々な御教示を賜りました。深くお礼申し上げます。ありがとうございました。)

## 糺町橋水管橋について

名 称	米子市水道局糺町橋水管橋
場 所	米子市糺町 1 丁目 101 番地先 (左岸) 米子市糺町 2 丁目 133 番地先 (右岸)
河川名	一級河川斐伊川水系 旧加茂川
工事時期	大正 13 (1924) 年 9 月着工～大正 15 (1926) 年 3 月竣工 米子水道創設工事時
橋構造	鋼桁橋造
管材料	高級鑄鉄管 呼び径 10 インチ (C I P $\phi$ 10 吋) 内径 10 インチ 管厚 0.56 インチ 外径 11.12 インチ ( $\phi$ 換算 内径 254.0mm 管厚 14.224mm 外径 282.448mm) 製造年 不明 製造者 栗本鐵工所
管全長	8. 3 メートル (左岸コンクリート防護部 0. 6 m)
継 手	印籠継手 (受口に挿口を差込み、隙間をジュート糸と熔解させた鉛で充填)
考 察	<p>日本の水道で鑄鉄管が使われたのは、明治 18 (1885) 年に横浜からでした。当時ヨーロッパからの輸入品がインチ管規格でしたので、日本においても輸入管に合わせてインチ管規格が使われました。</p> <p>明治中期から始まった鑄鉄管の国内製造は、鑄鉄技術や製造のノウハウを蓄積し進歩を続け、明治 40 (1907) 年頃からは、そのほとんどは国内で生産されるようになりました。また、大正 14 (1925) 年からは国の方針に合わせて、メートル法が上水道協議会規格でも採用されて、使用単位はインチからミリメートルになりました。</p>

## 加茂川橋水管橋について

名 称	米子市水道局加茂川橋水管橋
場 所	米子市西倉吉町 100 番地先
河川名	一級河川斐伊川水系 旧加茂川
工事時期	大正 13 (1924) 年 9 月着工～大正 15 (1926) 年 3 月竣工 米子水道創設工事時
橋構造	鋼桁橋造
管材料	高級鑄鉄管 呼び径 10 インチ (C I P φ 10 吋) 内径 10 インチ 管厚 0.56 インチ 外径 11.12 インチ (換算 内径 254.0mm 管厚 14.224mm 外径 282.448mm) 製造年 不明 製造者 栗本鐵工所
管全長	9. 4メートル (管橋部 8. 5メートル)
継 手	印籠継手 (受口に挿口を差込み、隙間をジュート糸と熔解させた鉛で充填)
考 察	<p>日本の水道で鑄鉄管が使われたのは、明治 18 (1885) 年に横浜からでした。当時ヨーロッパからの輸入品がインチ管規格でしたので、日本においても輸入管に合わせてインチ管規格が使われました。</p> <p>明治中期から始まった鑄鉄管の国内製造は、鑄鉄技術や製造のノウハウを蓄積し進歩を続け、明治 40 (1907) 年頃からは、そのほとんどは国内で生産されるようになりました。また、大正 14 (1925) 年からは国の方針に合わせて、メートル法が上水道協議会規格でも採用されて、使用単位はインチからミリメートルになりました。</p>

No.	地域	神社名	所在地	有無	備考
12	a	貴布禰神社	車尾5丁目	○	神像中に犬形木像。小型(15cm位)も存在。調査承諾。
1	a	勝田神社	博労町2丁目10	x	面談(消失)
2	a	賀茂神社天満宮	加茂町2丁目	x	面談
5	a	深浦神社	祇園町1丁目	x	面談・電話
6	a	鴨御祖神社	立町4丁目19	x	電話
3	a	宇気・河口神社	内町		
4	a	旗崎神社	灘町3丁目	—	
7	a	目組神社	目久美町		
8	a	犬田神社	陰田町		
9	a	坂本神社	長砂町		
10	a	廣田神社	大谷町		
11	a	日御碕神社	陰田町		
13	a	新宮神社	観音寺		
14	b	粟嶋神社	彦名町1404	x	電話
17	b	和田御崎神社	大篠津町2079	x	電話
18	b	諏訪神社	大篠津町582-1	x	電話
15	b	葭津神社	葭津	—	江戸期創建
16	b	大崎神社	大崎	—	江戸期創建
19	b	和田神社	和田町	—	江戸期創建
20	b	富益神社	富益町	—	江戸期創建
21	b	夜見神社	夜見町2618	—	江戸期創建
24	c	宗形神社	宗像	△	実見、随神門(昭和50年代)
22	c	白山神社	新山		
23	c	阿陀萱神社	橋本	x	山川元宮司談
25	c	奈喜良神社	奈喜良		
31	d	巨勢神社	八幡	△	随神門(昭和・富次精齋)
30	d	諏訪神社	諏訪	x	面談
26	d	稲荷神社	別所		
27	d	青木神社	青木	x	面談
28	d	高良神社	兼久		
29	d	實久神社	実久		
37	e	新印神社	下新印	○	本殿内にあった。消失した別宮にあったものか。調査承諾。兼務社のもの順次確認。
40	e	八幡神社	東八幡	○	調査済
41	e	大神山神社	尾高	x	電話
32	e	北原神社	福万		
33	e	日下神社	日下		
34	e	御崎神社	河岡		
35	e	北野神社	赤井手		
36	e	多賀神社	上新印		
38	e	貴布禰神社	一部		
39	e	東千太神社	古豊干		
42	e	岡成神社	岡成		
43	e	泉神社	泉		
44	e	下郷神社	下郷		
45	e	浦木神社	浦津		
46	e	津末神社	浦津		
47	e	中島神社	蚊屋		
48	e	高砂神社	熊党	x	実見
51	f	三輪神社	淀江町小波631	○	実見。戦国期
53	f	日吉神社	淀江町西原767	○	犬形木像。調査承諾。
58	f	天神垣神社	淀江町福岡	x	面談(安江)
49	f	亀甲神社	亀甲	—	小祠
50	f	佐陀神社	佐陀		
52	f	中間神社	淀江町中間		
54	f	上津守神社	淀江町稲吉		
55	f	本宮神社	淀江町本宮		
56	f	武崎神社	淀江町福岡		
57	f	宇田川神社	淀江町中西尾		

オオサンショウウオ保護・放流記録

No.	年度別No	保護			形状等				備考
		年月日	(地区別)	(箇所)	体長(cm)	体重(kg)	腹位(cm)	頭位(cm)	
1	77-01	770920	23 大高	b	92				9310聴取分
2	81-01	810625	23 大高	c	—				
3	81-01	830706	22 春日	b	52				
4	81-02	830715	09 福生東	b	60				
5	85-01	850917	22 春日	x	72	—	—	—	写真のみ残
6	87-01	870620	18 尚徳	b	100	5	38	—	
7	87-02	870906	22 春日	aa	48	0.8	12		蟹力ゴ
8	87-03	870919		x	—	—	—	—	(9310聴取分)県指導により放流
9	88-01	880923	21 巖	b	55	1	—	—	
10	89-01	8909xx	23 大高	b	50	—	—	—	(9310聴取分)写真のみ残
11	90-01	9004xx	23 大高	b	50	—	—	—	(9310聴取分)
12	90-02	900721	06 車尾	b	55		—	—	
13	90-03	900729	05 加茂	b	35	0.4	—	—	
14	90-04	900923	23 大高	b	65				
15	91-01	910310	22 春日	b	50	1.2	—	—	
16	91-02	910701	23 大高	b	41	1	—	—	
17	91-03	910709	04 義方	c	48	1.02	—	—	
18	92-01	920531	21 巖	b	65	1.7	24	—	
19	92-02	920813	21 巖	b	100	7	40	—	
20	92-03	921015	21 巖	b	61	1.85	30	—	
21	93-01	930404	21 巖	b	60	1.2	26	—	
22	93-02	930908	04 義方	c	60	1.4	28	—	
23	93-03	930923	24 県	b	83	3.9	32	—	
24	94-01	940410	24 県	b	42	0.6	17	—	
25	95-01	950721	22 春日	b	69	1.8	25	22.5	
26	95-02	950924	22 春日	a	56	1.3	23	—	
27	97-01	980324	18 尚徳	ab	52	1.2	22	—	小川で発見、死で掬う
28	98-01	980926	23 大高	c	55	—	18	—	
29	99-01	990502	22 春日	b	58	1.3	21	19	青木氏発見、桑垣氏保護
30	99-02	991004-1	99 福生東	aa	56	1.1	21	18	2匹 推進1.5~2
31	99-03	991004-2	09 福生東	aa	63	2.2	29	23	
32	99-04	991104	99 福生東	a	45	0.8	17	16	
33	99-05	991215	23 大高	b	55.5	2	24.5	—	(有)タロー 代表取締役
34	99-06	000110	23 大高	b	79	3.6	31	29	
35	00-01	000601	06 車尾	aa	68	2.4	30	24	
36	00-02	000612	23 大高	b	87	5.1	—	—	池用水修理中
37	01-01	020126	23 大高	b	81	2.5	26	25.5	
38	02-01	020417	23 大高	b	77	2.8	30	26	
39	02-02	021017	22 春日	aa	≒50	—	—	—	堰内回遊発見/保護不要
40	03-01	030902	23 大高	b	50	1.1	20	18	
41	03-02	031205	22 春日	b	90	5.5	34	30	
42	04-01	040404	22 春日	b	96	4.9	36	34	川深い
43	04-02	040608	23 大高	ab	92	6	46	44	
44	05-01	050505	23 大高	b	82	4.2	33	27	
45	06-01	060724	27 大和	d	≒100	—	—	—	滅失届 県博引取
46	07-01	070422	23 大高	ab	60	1.4	20		
47	07-02	071004	06 車尾	a	25	0.2	9.5		
48	08-01	080604	23 大高	ab	95	5.2	36	31	
49	08-02	080923	22 春日	b	60	1.5	21	20.5	
50	08-03	081212	24 県	c	96	3.4	32	30	
51	08-04	090131	27 大和	c	82	4	34	28	
52	09-01	091021	27 大和	a	80	4.2	33	30	
53	10-01	100524	21 巖	c	75	2	25	22	
54	10-02	100710	22 春日	b	80	2.9	30	24	
55	10-03	100923	24 県	b	65	1.6	27	23	
56	11-01	110516	23 大高	b	84	4.4	34	30	尾高(石田)
57	12-01	120923	xx伯耆町吉長	b	77	2.6	27	26	蚊屋井手
58	12-02	120923	xx伯耆町吉長	b	71	3	27	28	蚊屋井手
59	12-03	120923	xx伯耆町万太	b	80	2	21	25	蚊屋井手
60	12-04	120923	24 県河岡	b	80	3.6	31.5	28	蚊屋井手
61	12-05	121018	23 大高	b	76	3.2	29	28.5	石田
62	12-06	130117	五千石	ab	80	4	30	27	福市大川

a:河川(aa本流/ab支流)/b:水路/c:路上/d:その他(飼育、池等)/x不明